

公認会計士・監査審査会の活動状況

(令和6年度版)

令和7年6月

公認会計士・監査審査会

「公認会計士・監査審査会の活動状況」について

公認会計士・監査審査会令第2条の規定に基づいて定めた公認会計士・監査審査会運営規程第16条に基づき、令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）における公認会計士・監査審査会の活動状況を公表します。

なお、監査事務所等に対する審査及び検査等に関する事項については、例年7月頃に別途公表している「モニタリングレポート」においてその活動状況を取りまとめることとします。

読者の便宜を図るために、一部、令和6年3月31日以前の情報及び令和7年4月1日以降の情報も記載しています。

また、令和6年度及び本年度とは、令和6年4月1日～令和7年3月31日を指し、令和6事務年度及び本事務年度とは、令和6年7月1日～令和7年6月30日を指します。

※ 公認会計士・監査審査会運営規程

第16条 審査会は、毎年度終了後、当該年度における各種措置及び検査実施件数等の活動状況を公表するものとする。

《本冊子に対するご意見等の連絡先》

公認会計士・監査審査会事務局 総務試験課企画係
03-3506-6000(内線 2436)

目 次

はじめに	1
------------	---

【本編】

第1章 組織

1. 公認会計士・監査審査会	5
2. 事務局	5

第2章 公認会計士試験の実施

1. 概説	7
(1) 試験制度の概要	7
(2) 現行試験の概要	7
2. 公認会計士試験の実施状況	9
(1) 令和6年公認会計士試験	9
(2) 令和7年公認会計士試験	11
3. 公認会計士試験に係る情報発信等	11
4. 今後の課題	12
(1) 公認会計士試験のバランス調整の実施	12
(2) 公認会計士試験受験者の裾野拡大のための取組	12
(3) 自然災害を踏まえた試験運営	12
(4) 公認会計士試験のデジタル化	12

第3章 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

1. 制度の概要	13
2. 事案の概要	13

第4章 諸外国の関係機関との協力

1. 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）における活動	15
(1) 設立の経緯	15
(2) 組織	15
(3) 活動状況	17
(4) 日本 IFIAR ネットワーク	21
2. 二国間での協力	21
3. 今後の課題	21

【資料編】

1 公認会計士・監査審査会関連資料

1-1	公認会計士・監査審査会発足の経緯	24
1-2-1	第7期 公認会計士・監査審査会会長及び委員名簿	26
1-2-2	第8期 公認会計士・監査審査会会長及び委員名簿	27
1-3	公認会計士・監査審査会の開催状況	28

2 公認会計士試験実施関連資料

2-1	公認会計士試験制度の概要	33
2-2	令和6年公認会計士試験の合格発表の概要について	34
2-3	令和6年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験の試験結果の概要	42
2-4	令和6年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の試験結果の概要	43
2-5	令和7年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験の試験結果の概要	44
2-6	令和6年度の講演会の開催状況	45

3 諸外国の関係機関との協力関連資料

3-1	IFIAR 本会合開催実績	47
3-2	第24回監査監督機関国際フォーラム（大阪会合）について	48
3-2-2	第24回監査監督機関国際フォーラム（大阪会合）について（プレスリリース）	50
3-3	監査監督機関国際フォーラムによる「2024年検査指摘事項報告書」の公表について	52
3-4	IFIAR 検査ワークショップ開催実績	57
3-5	日本 IFIAR ネットワーク会員	58

はじめに (本年度及び第 7 期の振り返り)

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、平成 16 年 4 月、独立して職権を行使する機関として金融庁に設置されました。以来、公認会計士監査の品質の確保・向上を図り、その信頼性を確保することにより、資本市場の公平性と透明性を高めることを使命としてまいりました。

1. 本年度を振り返って

審査会は、令和 4 年 4 月から第 7 期（令和 4 年 4 月～令和 7 年 3 月）がスタートし、令和 6 年度は第 7 期の 3 年目となります。

監査事務所等に対する審査及び検査等（モニタリング）については、令和 4 年 5 月に公表した第 7 期における「監査事務所等モニタリング基本方針―監査品質の持続的な向上の促進―」（令和 5 年 7 月に一部改正）及び昨年 7 月に公表した「令和 6 事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」に基づき実施してきました。本年度も、引き続き、監査事務所の業務管理態勢・品質管理態勢の実効性を重視してモニタリングを行いました。特に、令和 6 年 7 月以降、全ての監査法人に対し改訂品質管理基準等が適用されたことを踏まえ、リスク・アプローチに基づく品質管理システムの整備・運用状況を重点的に検証したほか、上場会社監査の担い手としての役割が増大している中小規模監査事務所に対するモニタリングをより重視した運用を行ってまいりました。

令和 6 年公認会計士試験については、引き続き、感染症等対策を講じた上で実施しました。出願者数は平成 28 年試験以降 9 年連続して増加しました。これには種々の要因があり得ますが、試験に関する情報提供の充実などに努めた結果、若年層を中心に関心が高まっていることのほか、監査業界における公認会計士の需要が増加していることや監査業界以外の分野でも活躍できる選択肢があることなどが大学生を中心とした若年層に伝わっているものと考えております。

諸外国の監査監督当局との協力・連携については、本年度も金融庁と共に、東京に本部事務局が置かれた、各国の監査監督当局間の協力・連携の場である「監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）」における活動を通じて、会計監査に関する国際的な制度・運用の把握や、新しい課題の検討を含むグローバルな監査の品質の向上に係る国際的な議論への積極的な貢献を続けてきました。また、令和 5 年 4 月より 2 年間、議長国（日本）を務める中で、IFIAR 本会合や 6 大監査法人ネットワークの CEO 等との対話、グローバル監査品質ワーキング・グループ会合などにおける議論等、IFIAR の活動に一層貢献しました。このほか、二国間の協力関係においても、各国と締結してきた情報交換枠組を基に、国際的に活動する監査事務所に係る情報交換や共有を相互に行うなど、審査会の審査・検査活動に資する当局間の連携を行いました。

2. 第7期を振り返って

本年度は、審査会第7期（令和4年4月～令和7年3月）の最終年度に当たります。第7期における3年間の活動について、あらためて振り返ってみたいと思います。

モニタリングについては、第7期における「監査事務所等モニタリング基本方針―監査品質の持続的な向上の促進―」に基づき、監査事務所に対する検査や報告徴収に加え、上場会社監査を行う監査事務所を主な対象として、令和6年7月より、改訂品質管理基準や改訂後の監査法人のガバナンス・コードが適用されるなど、監査事務所をめぐる環境の変化に適切に対応したモニタリングの実施に努めてまいりました。また、監査の品質の確保・向上を図り、業務の適正な運営を確保する主体は監査事務所であることから、監査事務所に自発的な改善活動を促すような実効的なモニタリングに取り組んでまいりました。特に、検査の実施に当たっては、リモート（オンライン）検査と対面での検査を併用して実施することで、効率性の向上を図りました。さらに、モニタリングの成果を関係者及び広く一般に提供していくため、モニタリングレポート等の内容の更なる充実や発信に努めてまいりました。

次に、公認会計士試験については、新試験制度導入後の出願者数等が減少傾向にあった時期から、公認会計士の資格・職業の魅力を社会に広く周知すべく大学等で講演を行うとともに、受験者の知識及び能力がより適正に評価されるよう試験問題の改善に努めてまいりました。その結果、経済状況の改善、日本公認会計士協会の普及活動、監査事務所の業務運営の改善等とも相俟って、平成28年から出願者数は増加に転じ、現在に至っております。

諸外国の監査監督当局との協力・連携については、関連規制の実施状況を含め、国内外における監査を取り巻く環境変化に的確に対応するため、IFIAR等での議論への建設的な貢献や、海外における監査、保証の在り方をめぐる議論の動向把握に努めてまいりました。IFIARの活動等を通じて、一層グローバルな取組に貢献することで、国内の監査の品質の向上に還元してまいりました。

この4月に発足する第8期審査会においても、引き続き、上述の課題群に積極的に取り組むことによって、投資者の資本市場に対する信頼の向上を図り、ひいては、日本経済、世界経済の健全な発展に貢献していくことを期待します。

令和7年3月

公認会計士・監査審査会会長

松井 隆幸

(第8期における取組)

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、公認会計士監査の品質の確保・向上を図り、その信頼性を確保することにより、資本市場の公平性と透明性を高めることを使命としています。

最近の資本市場を取り巻く状況を見ると、金融庁において資産所得倍増や資産運用立国に関する取組を進めており、インベストメントチェーンの好循環を支える基盤として、市場規律が十全に機能するようマーケットガバナンスを高め、資本市場の信頼性を確保していくことがますます重要となっています。

平成16年4月に発足した審査会は、本年4月に第8期を迎えることとなりましたが、このような市場の信頼性確保に向けた監査品質の向上や、監査業務及び公認会計士を取り巻く環境の変化等にも対応していく必要があります。

このため、第8期（令和7年4月～令和10年3月）審査会においては、以下の点に重点的に取り組んでまいります。

1. 監査法人等に対するモニタリング

審査会第8期のスタートに伴い、監査事務所等に対するモニタリングを行うに当たっての「監査事務所等モニタリング基本方針—高品質な監査の実現に向けて—」を本年5月に策定・公表しました。

監査を巡る最近の状況として、上場会社等監査人登録制度の法定化、改訂品質管理基準の施行、監査の基準の改正等、監査品質の確保・向上に向けた環境整備が継続的に行われています。また、上場会社の監査人の交代の状況については、令和4年6月期をピークに減少傾向にあるものの、大手監査法人から準大手監査法人・中小規模監査事務所への異動傾向は続いており、上場会社を監査する担い手の裾野は引き続き拡大しています。

こうした中、第7期では、大手・準大手監査法人に対して適切に検査を実施するとともに、上場会社監査の担い手としての役割が増大している中小規模監査事務所をより重視して検査を実施してきました。この結果、中小規模監査事務所については、金融庁長官に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告を行う事案が多く見られました。また、勧告に至らずとも業務管理態勢等の早急な改善を必要とする事案も多く見られました。

このため、第8期においても、特に中小規模監査事務所について、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）の品質管理レビュー結果のほか、上場被監査会社のリスクの程度等を踏まえ重点的に検査を実施し、業務管理態勢等の改善を通じた監査の品質の向上を求めています。一方で、中小規模監査事務所の監査の品質の向上は、審査会検査のみによって達成できるものではありません。中小規模監査事務所全体の監査の品質の向上を図るべく、協会の品質管理レビューの実効性向上や中小規模監査事務所に対する研修などについて協会等の関係者と連携を図ってまいります。

2. 公認会計士試験の実施

監査の品質の確保・向上を図っていく上では、監査業務の担い手として、能力の高い公認会計士を継続的に確保し続けることが重要な課題となります。

公認会計士試験は、公認会計士の選考・育成過程のスタート段階であり、平成 18 年に公認会計士試験が現在の形式の試験になってから約 20 年が経過しました。その間、公認会計士の登録者数は 2 倍以上に増加し、社会全体の会計人材の数は充実してきています。一方で、受験者数が増加し、公認会計士に求められる知識・能力が拡大する中で、引き続き、合格者の資質・能力を確保していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、本年 6 月に「公認会計士試験のバランス調整について―受験者の能力のよりの確な判定に向けた試験運営の枠組みや出題内容等の見直し―」（以下「試験のバランス調整」という。）を策定・公表しました。受験者数の増加に伴い、短答式試験の合格率が低下し、論文式試験の合格率は相対的に高い水準となるなか、よりの確な能力判定を行うべく論文式試験の受験者数を増やしていくとともに、公認会計士に求められる知識・能力の拡大を踏まえた出題内容等についても検討していくこととしています。第 8 期においては、こうした試験のバランス調整を着実に進めつつ、引き続き公認会計士試験の公正かつ円滑な実施に努めてまいります。

なお、試験のバランス調整以外にも公認会計士試験の運営に関しては、デジタル化も大きな課題となっております。試験の出願は、令和 7 年試験より全面オンライン化を実現したところですが、受験者の利便性向上の観点から、さらなる機能拡充を図る必要があります。また、他の国家試験等において CBT（Computer Based Testing）試験の導入が進んでいる状況等も踏まえ、公認会計士試験の CBT 化についても検討を行ってまいります。

3. 諸外国の監査監督当局との協力・連携

我が国は、「監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）」の議長国・副議長国を計 4 年間務めてまいりました。その間、議長・副議長を務めた長岡 隆 金融庁総合政策局審議官（国際担当）兼 公認会計士・監査審査会事務局長のリーダーシップの下、IFIAR は新たなアジア当局をメンバーに迎えたほか、監査におけるテクノロジーの活用、サステナビリティ保証等、新規課題に組織的に取り組む枠組みを強化してきました。企業活動の拡大に伴い監査業務のグローバル化が進む中、議長国・副議長国として築いた実績・貢献を引き継ぎ、IFIAR の活動に一層貢献していくことが重要だと考えます。

東京にある本部事務局のホスト国として、今後も事務局運営等を支援するとともに、代表理事国として、グローバルな監査品質の向上に向けた議論を主導してまいります。

令和 7 年 6 月

公認会計士・監査審査会会長

青木 雅明

第1章 組織

1. 公認会計士・監査審査会

審査会は、公認会計士法（以下「法」という。）第35条第1項及び金融庁設置法第6条第2項に基づき、平成16年4月に金融庁に設置された合議制の行政機関である（P24 資料1－1 参照）。

審査会は、公認会計士に関する事項について理解と識見とを有する者のうちから、両議院の同意を得て内閣総理大臣から任命された、会長及び9人以内の委員により組織される。委員は非常勤であるが、うち1人については常勤とすることができる。任期は3年である。（法第36条、第37条の2第1項、第37条の3第1項）

会長及び委員は独立してその職権を行い、また、法定の事由がある場合を除き、在任中にその意に反して罷免されることはない（法第35条の2、第37条の4）。

令和4年4月1日に発足した第7期（令和4年4月～令和7年3月）においては、松井隆幸会長、青木雅明常勤委員及び非常勤委員8名の計10名の構成で活動を行った（P26 資料1－2－1、P28 資料1－3 参照）。

審査会の主な業務は以下のとおりである。

- ① 公認会計士及び監査法人（以下「監査事務所」という。）並びに外国監査法人等（注）並びに日本公認会計士協会に対する検査等
- ② 公認会計士試験の実施
- ③ 監査事務所に対する懲戒処分等の調査審議
- ④ 諸外国の関係機関との連携・協力

（注）外国監査法人等とは、外国会社等が金融商品取引法の規定により提出する財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を外国において行う者として金融庁長官に届出をした者をいう。

2. 事務局

審査会には、審査会の事務を処理するために事務局が置かれている（法第41条第1項）。

事務局は、事務局長の下、総務試験課及び審査検査課で構成され、総務試験課は、公認会計士試験の実施、監査事務所に対する懲戒処分等の調査審議、諸外国の関係機関との連携・協力及び事務局全体の総合調整を所掌し、審査検査課は、監査事務所の監査又は証明業務及び日本公認会計士協会の事務の運営状況についての審査並びに監査事務所、外国監査法人等及び日本公認会計士協会に対する検査を所掌している。

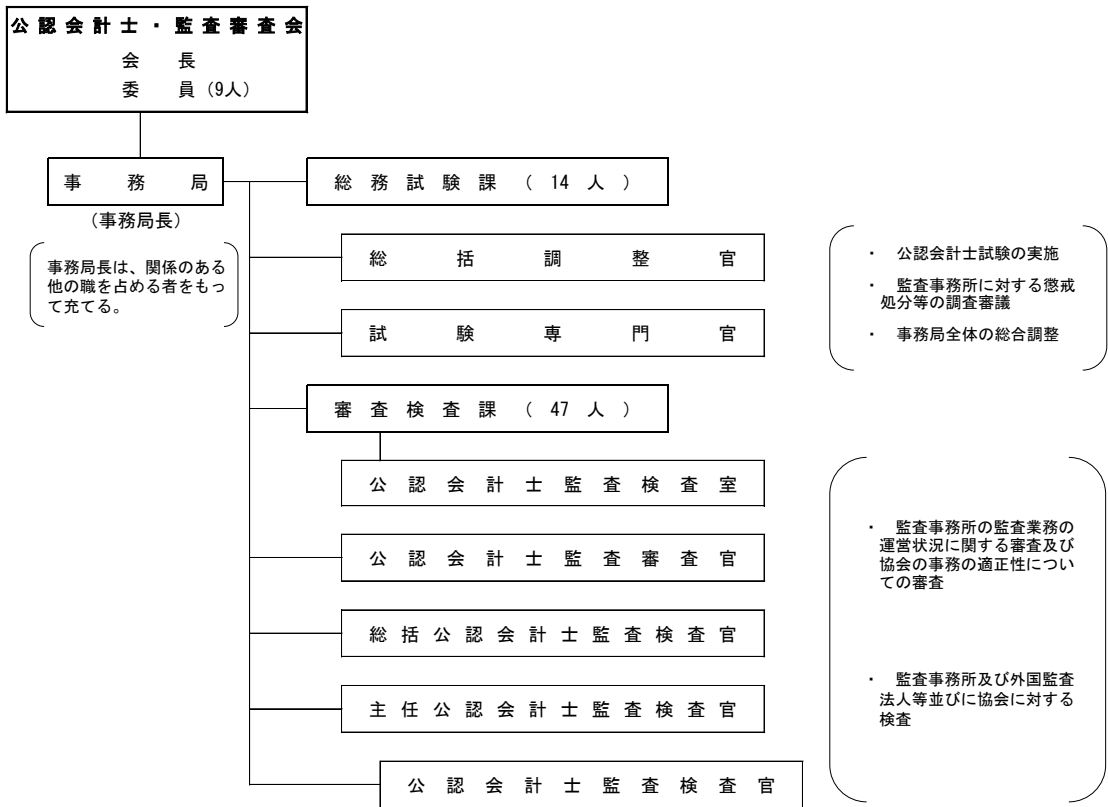
事務局の定員は、平成16年4月発足時40人であったが、その後順次増員

され、令和 6 年度末の定員は、総務試験課 14 人及び審査検査課 47 人の計 61 人となっている。

≪事務局の定員の推移≫
 (年度末ベース)

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24 ～ 27	H28 ～ 29	H30 ～ R元	R2 ～ 3	R4	R5	R6
総務試験課	11	12	12	12	12	14	14	14	14	14	14	14	15	14	14
審査検査課	29	29	31	35	39	41	44	43	42	42	43	42	41	48	47
公認会計士 監査検査室	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	3	3
総括公認会計士 監査検査官	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	1	1	1	1	1
主任公認会計士 監査検査官	4	4	4	4	5	5	7	7	7	6	6	6	6	7	7
公認会計士 監査検査官	18	18	20	24	26	28	28	27	26	26	27	26	25	28	27
合 計	40	41	43	47	51	55	58	57	56	56	57	56	56	62	61

≪公認会計士・監査審査会の機構図≫



（注）上図中（ ）内は、令和 6 年度末における定員を示す。

第2章 公認会計士試験の実施

1. 概説

(1) 試験制度の概要

公認会計士試験は、公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的として、短答式（択一式）及び論文式による筆記の方法で行う（法第5条）ものであり、審査会が、毎年1回以上行うこととされている（法第13条第1・2項）。

現行の試験制度は、平成15年の法改正において、試験の質を確保しつつ社会人を含めた多様な人材が受験しやすくすることを主な目的として大幅な見直しが行われ、平成18年試験から実施されている。

【参考】平成15年法改正による主な見直しの内容

- ①試験体系の簡素化
- ②試験科目の見直し
- ③一定の要件を満たす実務経験者、会計専門職大学院修了者などに対する試験科目の一部免除の拡大
- ④短答式試験の合格者に対する合格発表の日から2年間における短答式試験の免除制度の導入
- ⑤論文式試験の試験科目のうち一部の科目について相当と認められる成績を得た者に対する論文式試験の合格発表の日から2年間における当該科目の免除制度の導入

公認会計士試験の実施に関する事務は審査会が行っているが、試験監督等は各財務局長等に委任している（法第49条の4第5項、同法施行令第36条）。

試験問題の作成及び採点のために、審査会に試験委員が置かれている。試験委員は試験の執行（実施年）ごとに、審査会の推薦に基づき、内閣総理大臣が任命する（法第38条第1・2項）。

(2) 現行試験の概要

公認会計士試験は、短答式及び論文式による筆記の方法により、全国の財務局等管内の試験場で行う。なお、受験資格の制限は設けられていない（P33資料2－1参照）。

ア 短答式試験

- ・ 実施回数・時期
年2回（例年、12月上中旬、5月下旬）
- ・ 試験科目
財務会計論、管理会計論、監査論、企業法

- ・ 合格基準

総点数の 70%を目安として、審査会が相当と認めた得点比率を合格基準としている。ただし、1 科目につき、その満点の 40%の得点を満たさず、かつ、原則として答案提出者の下位から遡って 33%の人数に当たる者と同じの得点に満たない者は、不合格となることがある。

《合格基準の推移》

R2 年		R3 年	R4 年		R5 年		R6 年		R7 年
第Ⅰ回	第Ⅱ回	—	第Ⅰ回	第Ⅱ回	第Ⅰ回	第Ⅱ回	第Ⅰ回	第Ⅱ回	第Ⅰ回
57%	64%	62%	68%	73%	71%	69%	75%	78%	72%

(注) 令和 2 年までの合格基準：上記得点比率を上回っていても、試験科目のうち 1 科目でも、その満点の 40%の得点を満たさないものがある場合は不合格となることがある。

【参考】短答式試験科目の全部又は一部免除について

大学等において 3 年以上商学若しくは法律学に属する科目の教授等であった者又は博士の学位取得者、司法修習生となる資格を得た者は、申請により、短答式試験の免除を受けることができる。また、短答式試験合格者は、合格発表の日から起算して 2 年を経過する日までに行われる短答式試験の免除を受けることができる。

さらに、税理士資格取得者、会計専門職大学院修了者等については、申請により、試験科目の一部の免除を受けることができる。

なお、短答式試験において免除を受けた試験科目がある場合は、当該免除科目を除いた他の試験科目の合計得点の比率によって合否が判定される。

イ 論文式試験

- ・ 実施回数・時期

年 1 回（例年、8 月中下旬）

- ・ 試験科目

必須 4 科目：会計学、監査論、企業法、租税法

選択科目：経営学、経済学、民法、統計学のうち 1 科目

- ・ 合格基準

52%の得点比率を目安として、審査会が相当と認めた得点比率を合格基準としている。ただし、1 科目につき、その得点比率が 40%に満たないもののある者は、不合格となることがある。

なお、論文式試験は、各受験者の答案を複数の試験委員により採点しており、各受験者の得点は、当該受験者の素点（点数）がその採点を行った試験委員の採点結果の平均点から、どの程度離れた位置にあるかを示す数値（偏差値）により算定している。

《合格得点比率の推移》

R2 年	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年
51.8%	51.5%	51.6%	52.0%	51.9%

(注) 試験科目のうち 1 科目でも、その得点比率が 40%に満たないものがある場合は不合格となることがある。

《合格者等の推移》

	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年
出願者	13,231 人	14,192 人	18,789 人	20,317 人	21,573 人
論文式合格者	1,335 人	1,360 人	1,456 人	1,544 人	1,603 人
最終合格率	10.1%	9.6%	7.7%	7.6%	7.4%

(注) 出願者の人数は、短答式試験の第 I 回及び第 II 回のいずれにも出願した者を名寄せして集計。

【参考】論文式試験科目の一部免除について

大学等において 3 年以上商学、法律学若しくは経済学に属する科目の教授等であった者又は博士の学位取得者、司法修習生となる資格を得た者、税理士資格取得者等については、申請により試験科目の一部の免除を受けることができる。

また、論文式試験のうち一部の科目について、審査会が相当と認める成績を得た者は、合格発表の日から起算して 2 年を経過する日までに行われる論文式試験の当該科目の免除を受けることができる(注)。

なお、論文式試験において免除を受けた試験科目がある場合は、当該免除科目を除いた他の科目の合計得点比率によって合否が判定される。

(注) 試験科目のうち一部の科目について、同一の回の論文式試験合格者の平均得点比率を基準として、審査会が相当と認めた得点比率以上を得た者を論文式試験一部科目免除資格取得者としている。

2. 公認会計士試験の実施状況

(1) 令和 6 年公認会計士試験 (P34 資料 2 - 2 参照)

令和 6 年公認会計士試験の実施スケジュール及び試験結果の概要は以下のとおりである。

《令和 6 年公認会計士試験実施スケジュール》

区 分	出願受付 開 始	出願受付 締 切	試験期日	合格者発表
第 I 回 短 答 式	令和 5 年 8 月 25 日	令和 5 年 9 月 14 日	令和 5 年 12 月 10 日	令和 6 年 1 月 19 日
第 II 回 短 答 式	令和 6 年 2 月 5 日	令和 6 年 2 月 26 日	令和 6 年 5 月 26 日	令和 6 年 6 月 21 日
論 文 式	—		令和 6 年 8 月 16 日 ～18 日	令和 6 年 11 月 15 日

《試験結果の概要》

区 分	令和 6 年試験	(参考) 令和 5 年試験
出願者 (a)	21,573 人	20,317 人
短答式試験受験者	19,564 人	18,228 人
短答式試験合格者 (b)	2,345 人	2,103 人
短答式試験免除者 (c)	2,009 人	2,089 人
論文式試験受験者 (b+c)	4,354 人	4,192 人
最終合格者数 (d)	1,603 人	1,544 人
合格率 (d/a)	7.4%	7.6%

ア 出願者

令和 6 年公認会計士試験の出願者は、21,573 人となっており、前年の 20,317 人に比べ 1,256 人 (6.2%) 増加した。

イ 短答式試験合格者

- ・ 短答式試験受験者 19,564 人
- ・ 短答式試験合格者 2,345 人 (P42 資料 2－3、P43 資料 2－4 参照)

ウ 論文式試験合格者 (最終合格者)

- ・ 論文式試験受験者 4,354 人
 - うち令和 6 年の短答式試験合格者 2,345 人
 - 短答式免除者 2,009 人
- ・ 最終合格者 1,603 人
 - (合格率 7.4% (最終合格者数/出願者数))
 - (論文式試験合格率 36.8% (最終合格者数/論文式受験者数))

合格者を年齢別にみると、25歳未満が全体の62.6%を占め、平均年齢は24.6歳であった（最高年齢は54歳、最低年齢は17歳）。

また、合格者を職業別にみると、「学生」・「専修学校・各種学校受講生」が962人（構成比60.0%）、「会社員」が109人（構成比6.8%）であった。女性の合格者は359人（構成比22.4%）となっている。

なお、論文式試験一部科目免除資格取得者（注）は605人（属人ベース）となった。

（注）論文式試験の一部科目免除資格の付与として審査会が相当と認めた得点比率は55.7%。

（２）令和７年公認会計士試験

令和７年公認会計士試験の実施スケジュール及び試験結果の概要等は以下のとおりである。

《令和７年公認会計士試験実施スケジュール》

区 分	出願受付 開 始	出願受付 締 切	試験期日	合格者発表
第Ⅰ回 短 答 式	令和６年 ８月２３日	令和６年９月１２日	令和６年１２月８日	令和７年１月１７日
第Ⅱ回 短 答 式	令和７年 ２月３日	令和７年２月２５日	令和７年５月２５日	令和７年６月２０日
論 文 式	—		令和７年８月２２日 ～２４日	令和７年１１月２１日

＜令和７年第Ⅰ回短答式試験（令和６年１２月８日実施）結果の概要＞

- ・ 出願者 15,990 人
- ・ 答案提出者 12,336 人
- ・ 合格者 1,383 人 (P44 資料２－５参照)

３．公認会計士試験に係る情報発信等

審査会では、受験者の増加・裾野拡大を目的として、主に大学生等若年層に向けた広報活動に努めている。

具体的には、会長・常勤委員等が、全国の大学等において、公認会計士の社会的役割や活躍領域の拡大、会計監査の意義等をテーマとした講演を行っている。令和６年度においては、オンライン形式も併用し、昨年度より５校多い23の大学で講演を実施した（P45 資料２－６参照）。

その他、試験の透明性や信頼性の確保を図る観点から、試験問題に加えて受験者数、合格者数、得点階層分布等、試験結果の詳細について情報提供を引き続き行っている。

4. 今後の課題

(1) 公認会計士試験のバランス調整の実施

本年 6 月に「公認会計士試験のバランス調整について―受験者の能力のよりの確な判定に向けた試験運営の枠組みや出題内容等の見直し―」（以下「試験のバランス調整」という。）を公表した。公認会計士試験の受験者数が増加している状況や公認会計士に求められる資質・能力の変化等を踏まえ、よりの確な能力判定を行うべく論文式試験の受験者数を増やしていくことや、出題内容等の見直しを進めていくことを取りまとめたものであり、こうした試験のバランス調整を着実に実施に移していく。

(2) 公認会計士試験受験者の裾野拡大のための取組

資本市場における会計・監査の重要性、公認会計士の使命、さらには、監査業務以外の活躍フィールドの拡大といった公認会計士の魅力等について、財務局等と連携し、全国の大学等における講演活動等を積極的に行うなど、広報活動の充実に、引き続き取り組んでいく。

(3) 自然災害を踏まえた試験運営

近年の自然災害の多発化・激甚化を踏まえ、これらの影響により、当日の試験実施が困難となる場合を想定した検討・準備を引き続き行う。

(4) 公認会計士試験のデジタル化

令和7年試験から全ての出願においてインターネットが利用できるようシステム改修を行い、併せて出願方法をインターネット出願に一本化したところであり、受験者の利便性向上に資するようなシステム改修の検討を引き続き行う。

また、受験者が増加している状況を踏まえ、既に一部の科目において導入済みのデジタル採点^(注)について、採点負担の軽減のため、未導入科目への拡大の検討を行う。

(注) デジタル採点とは、答案用紙をスキャナーで取込みデジタル画像化し、PC 画面上に表示して採点する採点方法。

第3章 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

1. 制度の概要

金融庁長官が監査事務所に対して懲戒処分等（注1）をするとき（審査会の勧告に基づいて懲戒処分等が課される場合又は監査法人に対する課徴金納付命令は除く。）には、聴聞を行った後に、審査会の意見を聴くこととされている（法第32条第5項）。具体的には、審査会は、金融庁長官から示された、処分対象の事実、適用法令、聴聞内容及び量定（処分の重さ）等の処分に関する事項について審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明している。

《調査審議の概要》



（注1）懲戒処分等は、監査事務所が監査業務において虚偽又は不当な証明を行った場合、法令等に違反した場合若しくは著しく不当と認められる業務の運営を行った場合等に課される。

（注2）懲戒処分等に関する事件の調査（事件関係人等に対する審問又は意見若しくは報告を徴すること、帳簿書類その他の物件の提出を命じること等）は、金融庁長官が行う。

2. 事案の概要

令和6年度において、金融庁から意見を求められ、審査会が調査審議を行った事案は1件であり、その概要は以下のとおりである。

《審議状況》

審議を行った審査会		処分対象
事案1	第494回審査会（令和6年12月5日）	公認会計士6名

事案1

税理士法の規定に基づき税理士業務の停止処分を受けた公認会計士（6名）に対する懲戒処分事案（信用失墜行為）に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当であるとの意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、令和6年12月24日に当該公認

会計士に対して懲戒処分を行った。

(参考) 処分の概要 (金融庁公表資料より)

1. 懲戒処分の対象者及び内容

- ・ 公認会計士 A
業務停止 1 月 (令和 6 年 12 月 27 日から令和 7 年 1 月 26 日まで)
- ・ 公認会計士 B
業務停止 3 月 (令和 6 年 12 月 27 日から令和 7 年 3 月 26 日まで)
- ・ 公認会計士 C
業務停止 3 月 (令和 6 年 12 月 27 日から令和 7 年 3 月 26 日まで)
- ・ 公認会計士 D
業務停止 4 月 (令和 6 年 12 月 27 日から令和 7 年 4 月 26 日まで)
- ・ 公認会計士 E
業務停止 4 月 (令和 6 年 12 月 27 日から令和 7 年 4 月 26 日まで)
- ・ 公認会計士 F
業務停止 4 月 (令和 6 年 12 月 27 日から令和 7 年 4 月 26 日まで)

2. 処分理由

上記 6 名の公認会計士は、財務大臣から税理士法 (昭和 26 年法律第 237 号) の規定に基づく税理士業務の停止処分 (A 公認会計士 2 月、B 公認会計士 10 月、C 公認会計士 7 月、D 公認会計士 8 月、E 公認会計士 7 月、F 公認会計士 10 月) を受けた。

当該事実は、公認会計士法第 26 条に規定する信用失墜行為の禁止に違反すると認められる。

第4章 諸外国の関係機関との協力

1. 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）における活動

（1）設立の経緯

米国のエンロン及びワールドコム等における会計不祥事に端を発して、会計監査の品質の確保・向上の必要性が認識され、平成 14(2002) 年以降、世界各国で会計専門職から独立した監査監督機関が設立された。

こうした中、各国における監査監督機関の情報交換等を行うことを目的として、金融安定化フォーラム（FSF。現在は、金融安定理事会（FSB）に再構成）主催により、平成 16(2004) 年 9 月に第 1 回監査人監督者会議がワシントン D.C. において非公式に開催され、我が国を含む 9 か国（日本、米国、英国、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、オーストラリア、シンガポール）が参加した。その後も非公式会合として開催を重ねる中で、常設の国際機関設立の機運が高まり、平成 18(2006) 年 9 月にパリで開催された第 5 回監査人監督機関会議において、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）の設立が正式に承認された。その最初の本会合が、審査会の主催により、平成 19(2007) 年 3 月に東京で開催された。

IFIAR の活動目的については、平成 20(2008) 年 9 月の第 4 回ケープタウン本会合（Plenary Meeting）で、憲章（Charter）の一部として以下の①～③が定められた。さらに、平成 25(2013) 年 4 月の第 13 回ノールドワイク本会合で、憲章の改訂を通じて、新たに④も追加された。

- ① 監査事務所の検査に焦点を当て、監査市場の環境に関する知識や監査監督活動の実務的な経験を共有すること。
- ② 監督活動における協力及び整合性を促進すること。
- ③ 監査の品質に関心を有する他の政策立案者や組織との対話を主導すること。
- ④ 個々のメンバーの法令で定められた任務及び使命を考慮の上、メンバーにとって重要事項に関する共通かつ一貫した見解又は立場を形成すること。

審査会及び金融庁は、IFIAR を通じた国際的な監査の品質の向上への貢献、監査を含む国際金融規制活動における日本の発言力の向上、東京の国際金融センターとしての地位確立への貢献という観点から、平成 27(2015) 年 1 月、IFIAR の本部事務局の東京誘致を目指して立候補を行った。産官学を挙げた招致活動の結果、平成 28(2016) 年 4 月の第 16 回ロンドン本会合において、事務局の東京設置が決定され、平成 29(2017) 年 4 月に、事務局が開設された。

（2）組織

IFIAR は、メンバー資格を有する各国・地域の監査監督当局により構成され、令和 7(2025) 年 3 月末時点では 56 か国・地域の当局が加盟している。

重要な意思決定は、全メンバー当局が参加する本会合において行われる（P47 資料 3－1 参照）。令和 7(2025)年 4 月の第 25 回本会合は、ドイツ（ベルリン）で、対面での開催となる。

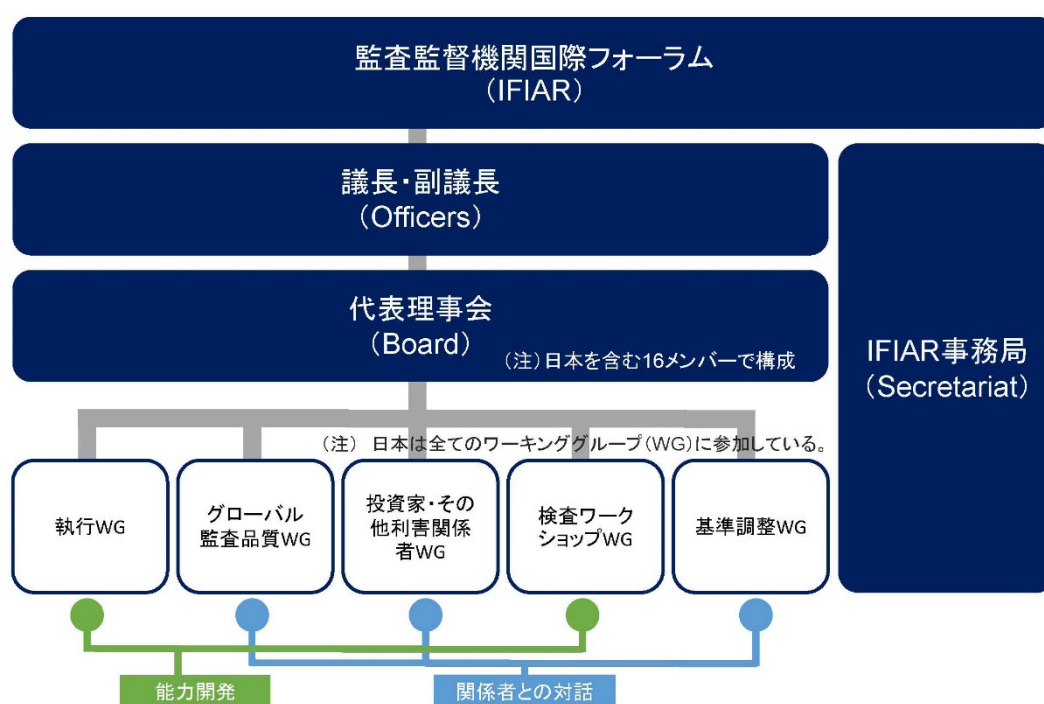
議長職及び副議長職については、IFIAR の活動を円滑に進めるため、個人資格として置かれている。令和 7(2024)年 3 月末現在、議長は日本当局の職員、副議長はアイルランド当局の職員が務めている（後述）。

平成 29(2017)年 4 月には、前述の常設の事務局とともに、新たに 16 当局以内で構成される代表理事会（IFIAR Board）が設置され（後述、日本もメンバー）、第 1 回代表理事会が東京で開催された。

また、IFIAR には、令和 7(2025)年 3 月末現在、5 つのワーキング・グループ（WG）が設けられている。それぞれの目的及びその活動状況等については、以下の（3）イにおいて述べる。

IFIAR組織図

2025年3月時点



欧州(32)

アイルランド(IAASA)*
アルバニア(POB)
イギリス(FRC)*
イタリア(CONSOB)
ウクライナ(APOB)
オーストリア(ASA)
オランダ(AFM)*
キプロス(CyPAOB)
ギリシャ(HAASOB)*
クロアチア(APOC)
ジブラルタル(FSC)
ジョージア(SARAS)
スイス(FAOA)*
スウェーデン(SBPA)
スロバキア(AOA)
スロベニア(APOA)
スペイン(ICAC)
チェコ(RVDA)
デンマーク(DBA)
ドイツ(AOB)*
ノルウェー(FSA)
ハンガリー(APOA)
フィンランド(AB3C)
フランス(H3C)*
ブルガリア(CPOSA)
ベルギー(CRME)
ポーランド(AOC)
ポルトガル(CMVM)
リトアニア(AAA)
ルーマニア(ASPAAS)
ルクセンブルグ(CSSF)
ロシア(MOF/FSFB)

アジア大洋州(12)

インド(NFRA)
インドネシア(FPSC)
韓国(FSC/FSS)
シンガポール(ACRA)*
スリランカ(SLAASMB)
タイ(SEC)
台湾(FSC)*
日本(CPAAOB/FSA)*
フィリピン(SEC)
マレーシア(AOB)
オーストラリア(ASIC)*
ニュージーランド(FMA)

中東(5)

アブダビ(ADAA)
アブダビ・グローバル・
マーケット(ADGMRA)
サウジアラビア(CMA)
ドバイ(DFS)
トルコ(POA/CMB)*

アフリカ(3)

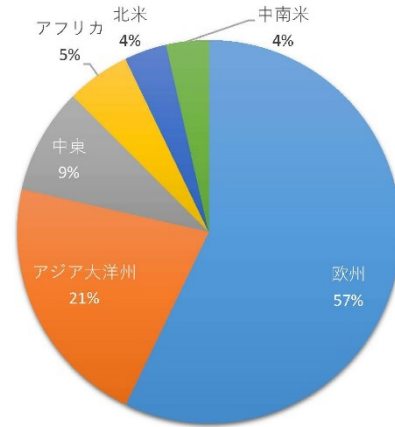
ボツワナ(BAOA)
南アフリカ(IRBA)*
モーリシャス(FRC)

北米(2)

アメリカ(PCAOB)*
カナダ(CPAB)*

中南米(2)

ケイマン(AOA)
ブラジル(CVM)*



※ 下線を引いてある22か国・地域は監査監督情報交換に関する多国間
覚書(IFIAR MMOU)に署名。
※ 「*」の記載がある16か国・地域は代表理事会メンバー。

(3) 活動状況

ア 本会合等における活動

(ア) 第24回大阪本会合

令和6(2024)年4月16日から18日までの日程で、第24回IFIAR本会合が大阪において開催された。

当該会合では、IFIAR正副議長、代表理事の選挙が行われたほか、監査法人のガバナンス、サステナビリティ報告及び保証、監査法人によるテクノロジー活用の増加など新たなトレンドや動向が監査監督当局に与え得る影響等について議論が行われた(P48資料3-2参照)。

さらに、6大監査ネットワーク(注)のCEOとのセッションでは、各ネットワークのガバナンス戦略、監査や監査品質の向上に向けた取組、新しいテクノロジーの活用に向けた計画等について議論が行われた。

(注) 6大監査ネットワークとは、Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、KPMG、PricewaterhouseCoopers、BDO及びGrant Thorntonを指す。

(イ) IFIAR議長国としての活動

令和5(2023)年4月の本会合において、長岡 隆 金融庁総合政策局審議官(国際担当)兼公認会計士・監査審査会事務局長が、令和7(2025)年4月本会合までの約2年を任期として議長に選出された。

議長国として、組織運営を主導し、監査や監査監督をめぐる新規課題

に関して、包括的かつ定常的な議論が可能となる組織的枠組みを構築した。また、更なるメンバーの拡大に向けて、金融庁における既存のパイプも生かしながら、アジア地域をはじめとする IFIAR 未加盟の監査監督当局に対するアウトリーチへの積極的な貢献を行い、メンバーの拡大に寄与した。

(ウ) 代表理事会

平成 27(2015)年、IFIAR は、国際機関としての機能強化に対応するため、これまでの議長及び副議長主導による業務執行体制を改め、合議制（代表理事会）によるメンバー当局主導の体制に移行することに合意した。当該ガバナンス体制改革の結果、平成 29(2017)年 4 月に、代表理事会が設置された。代表理事会は、指名理事（Nominated member）8 当局及び選出理事（Elected member）最大 8 当局の最大 16 当局で構成される意思決定機関であり、我が国は、IFIAR 憲章に基づく選考手続（ポイント方式）に従い、平成 29(2017)年 4 月の IFIAR 本会合において正式に指名理事に就任し、任期満了となった令和 3(2021)年 4 月の本会合において指名理事に再選された（任期は 4 年間）。

代表理事会においては、IFIAR のガバナンス機構として、IFIAR の戦略プランや業務運営等に関する議論を行っている。令和 6(2024)年度においては、同年 4 月に大阪会合、6 月にオンライン会合、10 月にオランダ会合、12 月にオンライン会合、令和 7(2025)年 2 月にトルコ会合が開催された。

(エ) 検査指摘事項報告書

平成 24(2012)年から、メンバー当局の検査結果の傾向に係る情報提供を目的として、6 大監査ネットワークの品質管理態勢及び個別監査業務に関する当局検査結果を集計し、「検査指摘事項報告書」を公表している。

13 回目となった令和 6(2024)年調査（P52 資料 3－3 参照）には、50 当局が参加した。本報告書は、令和 7(2025)年 3 月 28 日に、審査会及び金融庁ウェブサイトで公表した。

本報告書では、上場会社の個別監査業務に係るメンバー当局全体の検査指摘率を集計しており、初年度の 2014 年調査の 47%から減少傾向が続いていたが、令和 6(2024)年調査では前年比で上昇し 34%となった。その結果を受け、IFIAR は 6 大監査ネットワークに対して懸念を伝え、監査品質向上のための根本原因分析に基づく実効的な改善策の取組を求めている。

（注）検査指摘率とは、個別監査業務における検査での指摘率（検査を実施した上場会社の個別監査業務のうち、少なくとも 1 つの重要な不備があったものの割合）

《メンバー当局全体の検査指摘率の推移》

2014 年	～	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年
47%		34%	30%	26%	32%	34%

イ 各ワーキング・グループ等における活動

(ア) グローバル監査品質ワーキング・グループ (GAQWG)

6 大監査ネットワークとグローバルな監査の品質の向上を目的として当局間での意見交換や、各ネットワークとの継続的な対話を実施している。

令和 6(2024)年度においては対面形式で、10 月にアムステルダム会合及び令和 7(2025)年 3 月にバンクーバー会合を開催し、検査指摘率の削減の取組に加え、各ネットワークにおける新たな国際品質管理基準第 1 号 (ISQM1) 適用の対応状況や、各ネットワークが現在直面している課題等について議論を行った。

なお、GAQWG では、上記検査指摘に係る調査を活用し、全 IFIAR メンバー国・地域の約半数の参加先について、令和元(2019)年の指摘率 32%を、令和 5(2023)年までの 4 年間で 25%以上削減し、24%以下にすることを目標とする検査指摘率削減の取組を行っていたところ、取組最終年となる令和 5(2023)年の指摘率は 30%となり、目標未達となった。それを受けて、GAQWG は、令和 5(2023)年の指摘率 32%を令和 9 年(2027)年までの 4 年間で 25%以上削減する新たな取組を開始した。

また、GAQWG では、監査人が現在直面しているリスクやマクロ経済環境等、将来的に監査や監査監督に影響を与え得るリスクを広範に議論するため、平成 27(2015)年 9 月より、リスクに関するオンライン会議（リスクコール）を開催している。我が国は第 6 回（平成 30(2018)年 11 月）から米国に替わり議長を務めており、第 12 回（令和 6(2024)年 12 月）では、リスク認識の可視化を目的としたダッシュボードの作成に取り組んだほか、監査品質に影響し得るリスク要因について議論を行った。

(イ) 基準調整ワーキング・グループ (SCWG)

国際監査・保証基準審議会 (IAASB) 及び国際会計士倫理基準審議会 (IESBA) が設定する基準に関する意見交換や、これらの基準設定主体が公表する公開草案等に対するコメントレターの作成等を行うことを目的としている。

(ウ) 検査ワークショップ・ワーキング・グループ (IWWG)

IFIAR メンバー当局検査官の技能研鑽と検査手法及び検査に係る経験や課題の共有を目的として、毎年、IFIAR 検査ワークショップを企画・調整し、開催している (P57 資料 3-4 参照)。併せて、検査ワークショップの事後的な評価等も行っている。

第 19 回検査ワークショップは、令和 7(2025) 年 3 月に対面形式でモーリシャスにて開催され、日本を含め約 36 か国・地域から約 100 人の検査官等が参加した。なお、日本は、ボツワナとともに、監査サンプリングに関する検査に係るプレゼンテーションを行った。

(エ) 投資家・その他利害関係者ワーキング・グループ (IOSWG)

監査報告書の利用者である投資家・その他の利害関係者と監査品質の向上に資する事項について対話し、得られたインプットを IFIAR に還元することを目的としており、IFIAR 本会合における投資家・その他利害関係者の代表者との意見交換等の企画・調整等も行っている。令和 6(2024) 年には、オンライン会合の他、9 月には、ウィーンで対面会合を行った。

また、ワーキング・グループ内に投資家・その他利害関係者から構成される諮問グループ (Advisory Group) が設置されており、我が国からは清原健弁護士 (清原国際法律事務所) がメンバーとして参加 (任期は令和 7(2025) 年 4 月まで)。

(オ) 執行ワーキング・グループ (EWG)

投資家保護や監査品質の向上のため、調査及び執行分野における監査監督当局間の協力関係を促進し、同分野に関する各当局の制度や取組について情報交換等を行うことを目的とし、執行ワークショップ (隔年) 及び執行サーベイ (4 年毎) を軸として活動している。

令和 6 年(2024) 10 月には、ワシントン DC において対面会合を開催し、令和 7(2025) 年度執行ワークショップに向けた議論を行った。

(カ) 各タスクフォース ※

サステナビリティ保証タスクフォース (SATF) は、サステナビリティ及びサステナビリティ報告の保証に関する IFIAR の取組について検討・調整を行っている。令和 5 年(2023) 年 12 月に公表した声明等を踏まえた具体的な取組を進めている。

また、テクノロジータスクフォース (TTF) は、主に 6 大監査ネットワーク等の監査法人における、AAT (Automated Tools & Techniques) 等のテクノロジーの活用についての議論を行っている。日本は、これら

※ タスクフォースは、代表理事会の下に、時限的又は特定の課題に関する作業を行うために設置されるものであり、常設のワーキンググループとは異なる位置付け。

両 TF ともメンバーとして参加している。

(4) 日本 IFIAR ネットワーク

平成 28(2016)年 12 月、日本で活動するステークホルダーによる「日本 IFIAR ネットワーク」が設立され、主に以下のような活動を行っている (P58 資料 3-5 参照)。

- ・ IFIAR 事務局の国内におけるネットワーキングへの寄与
- ・ IFIAR における国際的な議論の国内への還元と、国内における問題意識の国際的な議論への双方向の還元
- ・ IFIAR 要人や審査会・金融庁担当者によるセミナーや寄稿等を通じた IFIAR における取組の紹介

令和 6(2024)年 6 月には第 8 回総会が開催され、監査法人のガバナンス、サステナビリティ開示・保証、並びに監査におけるテクノロジーの利用について意見交換を行った。

2. 二国間での協力

企業活動のグローバル化を踏まえ、連結財務諸表監査における海外監査法人の監査結果の利用等、国境を越えた監査手続上の協力がこれまで以上に重要になっており、グローバルな監査監督体制の構築を図る上で各国当局等との連携強化が不可欠となっている。審査会は、IFIAR への参加だけでなく、監査やその検査活動に係る課題や国際的に活動する監査事務所に係る情報共有等を目的として、各国の監査監督当局との間で意見交換を実施するとともに、監査監督上の情報交換枠組み(注)の締結や、監査制度及び監査監督体制に関する同等性評価や相互依拠を行うなど、二国間での協力関係の構築・充実に努めている。

(注) 日本と監査監督上の情報交換枠組みのある関係当局

- ・ 米国公開会社会計監督委員会 (PCAOB: Public Company Accounting Oversight Board)
- ・ カナダ公共会計責任委員会 (CPAB: Canadian Public Accountability Board)
- ・ マレーシア監査監督委員会 (AOB: Audit Oversight Board of Malaysia)
- ・ オランダ金融市場庁 (AFM: the Netherlands Authority for the Financial Markets) ※
- ・ ルクセンブルク金融監督委員会 (CSSF: Commission de Surveillance du Secteur Financier)
- ・ 英国財務報告評議会 (FRC: Financial Reporting Council)
- ・ フランス会計監査役高等評議会 (H2A: Haute autorité de l'audit ※2024 年 1 月に H3C から名称変更)
- ・ スイス連邦監査監督庁 (FAOA: Federal Audit Oversight Authority) ※

※は検査等の相互依拠を内容として含むもの。

3. 今後の課題

企業活動のグローバル化により、監査業務もクロスボーダー化が進展し、グローバルレベルでの監査品質の確保・向上が課題となっている。こうした中、各国で発生した会計不正事案に伴う監査法人の課題、テクノロジーの進展やサ

ステナビリティ報告・保証の拡大に関連した将来的な監査の在り方に関する問題意識、地政学的情勢変化に伴う環境への対応等監査をめぐる多くの課題は、各国・地域の監査監督当局間で共有されている。

こうした状況にあつて、審査会は、各国・地域の監査監督当局との連携を一層強化することにより、上記の国際機関や諸外国での監査をめぐる議論についての的確に情報収集するとともに、監査事務所の活動や審査会の業務等を与える影響について分析し、必要に応じ、モニタリングに反映させる等、的確な対応を行う必要がある。

また、IFIAR 関連の活動に関しては、議長国の任期を終え、日本としてグローバルな活動への外形的な貢献が低減し得る状況を踏まえ、審査会及び金融庁として実質的な貢献に資する以下の取組を強化していく必要がある。

- ・ 各種会議等 IFIAR の活動への建設的な貢献を図ると共に、多国間の協力関係の強化を一層図ることで、グローバルな監査の品質の向上に寄与する。
- ・ IFIAR 事務局の円滑、かつ発展的な運営に向け、時宜を得た意義のある支援を継続する。特に、事務局長不在（令和 6 年(2024) 年 8 月に前事務局長が退任）の中、事務局代理を中心とした業務を支援し、新たな事務局長着任のための準備をホスト国として支援する。
- ・ 日本 IFIAR ネットワーク等を通じ、国内の利害関係者との間で IFIAR における国際的な（国内の）議論を国内（国際的）に双方向に還元すると共に、IFIAR の活動に関する情報発信を強化する。

さらに、これらの動きに対応できるグローバルな人材の育成・確保にも着実に取り組む。

資 料 編

公認会計士・監査審査会発足の経緯

平成 12 年 6 月の公認会計士審査会(当時)において取りまとめられた公認会計士制度整備に関する検討を引き継いだ金融審議会公認会計士制度部会は、平成 13 年 10 月以降、公認会計士監査制度の在り方について検討を行った。本検討は、企業会計不正事件に対する米国政府の対応などの国際的動向も踏まえ、グローバルな経済環境のもとにある今日の我が国の経済社会において、資本市場に対する信認をいかに確保し、その機能を向上させるべきかという観点から行われた。

同部会による報告では、市場の機能が十分に発揮されるためには、内部監査や監査役(監査委員会)監査と公認会計士監査との連携をはじめとするコーポレート・ガバナンスの充実・強化とともに、公認会計士監査を巡る制度環境の整備が必要不可欠であるとの基本認識のもと、

- 1 公認会計士は不断の自己研鑽による専門知識の習得、高い倫理観と独立性の保持により、監査と会計の専門家としての使命と職責を果たすべきとの観点から、公認会計士の使命と監査の目的を法制度上明確化すること
- 2 監査の適切性を確保するため、被監査企業への非監査証明業務の同時提供の禁止、監査法人における関与社員による継続的監査の制限、関与社員の被監査企業への就任制限を行い、公認会計士や監査法人の独立性を強化すること
- 3 日本公認会計士協会による自主規制の限界を補完するとともに、公平性・中立性・有効性を確保するとの観点から、日本公認会計士協会が行っている品質管理レビューに対する行政によるモニタリングを導入すること
- 4 我が国の経済社会において公認会計士が担うべき役割に鑑み、監査証明業務に従事しうるにふさわしい一定水準の能力を有する監査と会計の専門家の存在を今後とも確保していくために、公認会計士試験制度を見直し、①社会人を含めた多様な人材にとっても受験しやすい制度とすること、②一定の要件のもとで、実務経験者等に対して試験の一部を免除すること、③専門職大学院との連携を図ること

などが提言された。

本報告を踏まえ、公認会計士法の一部を改正する法律案が平成 15 年の第 156 回国会に提出され、国会の審議を経て、同年 5 月に改正公認会計士法が成立し、平成 16 年 4 月に金融庁に従前の公認会計士審査会を改組・拡充して「公認会計士・監査審査会」が設置された。

(参考) 組織の沿革

昭和 23 年 8 月	・ 公認会計士法の施行。 ・ 公認会計士試験の実施及び公認会計士等の監督のための行政委員会として「会計士管理委員会」を設置。
昭和 24 年 6 月	・ 「会計士管理委員会」が廃止。 ・ 同委員会の所掌事務が大蔵省に移管され、大蔵大臣の諮問機関としての「公認会計士審査会」を設置。
昭和 25 年 4 月	・ 「公認会計士審査会」が廃止。 ・ 公認会計士試験の実施及び公認会計士等の監督のために大蔵省の外局である行政委員会として「公認会計士管理委員会」を設置。
昭和 27 年 8 月	・ 「公認会計士管理委員会」の所掌事務が大蔵省に再度移管。 ・ 新たに公認会計士試験の実施及び公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議のため「公認会計士審査会」を設置。
平成 13 年 1 月	・ 中央省庁再編に伴い、公認会計士等の監督に関する事務が金融庁に移管。 ・ 金融庁に「公認会計士審査会」を設置。
平成 16 年 4 月	・ 改正公認会計士法の施行。 ・ 「公認会計士審査会」が改組・拡充され「公認会計士・監査審査会」を設置。 ・ 従前の公認会計士審査会が担っていた①公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議、②公認会計士試験の実施に係る事務に加え、③日本公認会計士協会が実施する監査業務の状況調査に対する審査及び検査、すなわち公認会計士等が行う監査業務の監視を新たに担当。

第7期 公認会計士・監査審査会会長及び委員名簿

令和6年9月1日現在

会長（常勤）	まつ い 松井	たかゆき 隆幸	元青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授
委員（常勤）	あお き 青木	まさあき 雅明	元東北大学大学院経済学研究科教授 東北大学名誉教授
委員（非常勤）	あさ み 浅見	ゆう こ 裕子	学習院大学大学院経営学研究科委員長・教授
委員（同）	うえ だ 上田	りょうこ 亮子	京都大学経営管理大学院客員教授
委員（同）	こ ぶ 古布	かおる 薫	インベスコ・アセット・マネジメント(株)運用本部 日本株式運用部ヘッド・オブ・ESG
委員（同）	たま い 玉井	ゆう こ 裕子	長島・大野・常松法律事務所パートナー 三井物産(株)社外監査役
委員（同）	ち ば 千葉	みちこ 通子	公認会計士
委員（同）	とく が 徳賀	よしひろ 芳弘	京都先端科学大学理事・副学長・経済経営学部長 京都大学名誉教授
委員（同）	みなかわ 皆川	くにひと 邦仁	日本板硝子(株)社外取締役 三菱電機(株)社外取締役
委員（同）	よし だ 吉田	けい た 慶太	公認会計士（有限責任監査法人トーマツパートナー）

第8期 公認会計士・監査審査会会長及び委員名簿

令和7年6月9日現在

会長（常勤）	あおき 青木	まさあき 雅明	元東北大学大学院経済学研究科教授 東北大学名誉教授
委員（常勤）	かにえ 蟹江	あきら 章	元青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授 北海道大学名誉教授
委員（非常勤）	いの 井野	たかあき 貴章	公認会計士 (PwC Japan 有限責任監査法人パートナー)
委員（同）	うえだ 上田	りょうこ 亮子	京都大学経営管理大学院客員教授
委員（同）	かわむら 川村	よしのり 義則	早稲田大学商学学術院教授
委員（同）	こぶ 古布	かおる 薫	インベスコ・アセット・マネジメント(株)運用本部 日本株式運用部ヘッド・オブ・ESG
委員（同）	しおたに 塩谷	きみろう 公朗	三井物産(株)常勤監査役 (公社)日本監査役協会会長
委員（同）	たまい 玉井	ゆうこ 裕子	弁護士 (長島・大野・常松法律事務所パートナー)
委員（同）	ちば 千葉	みちこ 通子	公認会計士
委員（同）	みやもと 宮本	さちこ 佐知子	(公財)日本証券経済研究所シニアフェロー (特別研究員)

※6/8 就任

公認会計士・監査審査会の開催状況

令和6年度：令和6年4月1日～令和7年3月31日、計24回

回	開催日	主な議題
478	6.4.4	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ○ 公認会計士試験試験委員選任小委員会及び公認会計士試験実施検討小委員会の委指名・承認について (3) 国際関係について ○ IFIAR が公表した「2023 年検査指摘事項報告書」について (4) 審査及び検査について ○ 審査及び検査に係る案件について
479	6.4.25	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ○ 令和6年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の試験場について (3) 審査及び検査について ○ 審査及び検査に係る案件について
480	6.5.16	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ○ 公認会計士試験試験委員選任小委員会等の専門委員の交代について (3) 国際関係について ○ 第24回 IFIAR 本会合の概要について (4) 審査及び検査について ○ 審査及び検査に係る案件について ○ 検査結果等の第三者への開示承諾申請について
481	6.5.30	(1) 懲戒処分等に関する事項について ○ 金融庁長官から意見を求められた公認会計士に対する懲戒処分に関する事項について (2) 議事録等の取扱いについて (3) 公認会計士試験について ○ 令和6年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の実施状況について ○ 令和7年公認会計士試験の実施日程（案）について ○ 教授・准教授、博士号取得者の試験免除申請に係る処理状況等について (4) 公認会計士・監査審査会の活動状況について ○ 令和5年度の「公認会計士・監査審査会の活動状況（案）」について (5) 審査及び検査について ○ 審査及び検査に係る案件について

回	開催日	主な議題
482	6. 6. 13	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ○ 令和6年の公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の結果について ○ 令和7年公認会計士試験の出題範囲の要旨について (3) 審査及び検査について ○ 審査及び検査に係る案件について ○ 「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」、「審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」、「検査結果等の第三者への開示について」及び「検査結果等の第三者への開示に関するQ & A」等について ○ 第三者開示承諾申請の処理状況について
483	6. 6. 27	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 国際関係について ○ 最近の監査関連の国際情勢について (3) 審査及び検査について ○ 審査及び検査に係る案件について ○ 「監査事務所検査結果事例集（令和6事務年度版）（案）」、「令和6年版モニタリングレポート（案）」及び「令和6事務年度監査事務所等モニタリング基本計画（案）」について ○ 令和5年度品質管理レビューの審査結果及び実務者レベル検討会の状況について (4) 公認会計士・監査審査会運営規程について ○ 公認会計士・監査審査会運営規程の改正案について
484	6. 7. 11	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ○ 令和6年公認会計士試験論文式試験について ○ その他公認会計士試験について (3) 審査及び検査について ○ 審査及び検査に係る案件について
485	6. 7. 25	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査について ○ 審査及び検査に係る案件について
486	6. 8. 9	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査について ○ 審査及び検査に係る案件について

回	開催日	主な議題
487	6. 8. 29	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査について ○ 日本公認会計士協会による 2023 年度品質管理レビューの年次報告及び上場会社等監査人登録制度に係る対応に係る説明について ○ 審査及び検査に係る案件について (3) 公認会計士試験について ○ 令和 6 年公認会計士試験論文式試験の実施状況について ○ 教授・准教授、博士号取得者の試験免除申請に係る事務処理状況について
488	6. 9. 12	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 金融行政方針について ○ 令和 6 年 8 月 30 日に金融庁より公表された金融行政方針について (3) 審査及び検査について ○ 審査及び検査に係る案件について ○ 第三者開示承諾申請の処理状況について
489	6. 9. 26	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査について ○ 審査及び検査に係る案件について
490	6. 10. 10	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査について ○ 審査及び検査に係る案件について
491	6. 10. 24	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査について ○ 審査及び検査に係る案件について (3) 公認会計士試験について ○ 令和 7 年及び令和 8 年公認会計士試験の試験委員候補者について ○ 令和 7 年公認会計士試験第 I 回短答式試験の出願状況について ○ 教授・准教授、博士号取得者の試験免除申請について ○ その他公認会計士試験に関する事項について
492	6. 11. 5	(1) 公認会計士試験について ○ 令和 6 年公認会計士試験の結果等について ○ その他公認会計士試験に関する事項について (2) 審査及び検査について ○ 審査及び検査に係る案件について

回	開催日	主な議題
493	6. 11. 21	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ○ 令和8年公認会計士試験の実施日程（案）について ○ その他公認会計士試験に関する事項について (3) 審査及び検査について ○ 審査及び検査に係る案件について
494	6. 12. 5	(1) 懲戒処分等に関する事項について ○ 金融庁長官から意見を求められた公認会計士に対する懲戒処分に関する事項について (2) 議事録等の取扱いについて (3) 公認会計士試験について ○ 公認会計士試験に関する事項について (4) 審査及び検査について ○ 審査及び検査に係る案件について
495	6. 12. 19	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ○ 令和7年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験の実施状況について ○ 令和8年公認会計士試験の試験委員候補者について (3) 審査及び検査について ○ 審査及び検査に係る案件について ○ 検査結果等の第三者への開示承諾申請について
496	7. 1. 9	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ○ 令和7年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験の結果について (3) 審査及び検査について ○ 審査及び検査に係る案件について
497	7. 1. 23	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ○ 公認会計士試験に係る事項について (3) 審査及び検査について ○ 審査及び検査に係る案件について

回	開催日	主な議題
498	7. 2. 6	(1) 日本取引所自主規制法人との意見交換について ○ 日本取引所自主規制法人による日本取引所自主規制法人の活動状況等に係る説明について (2) 議事録等の取扱いについて (3) 審査及び検査について ○ 審査及び検査に係る案件について (4) 公認会計士試験について ○ 公認会計士試験に係る事項について
499	7. 2. 20	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ○ 公認会計士試験に係る事項について (3) 審査及び検査について ○ 審査及び検査に係る案件について
500	7. 3. 6	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ○ 令和7年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験における災害発生時等の対応について ○ 教授・准教授、博士号取得者の試験免除申請について ○ その他公認会計士試験に関する事項について (3) 審査及び検査について ○ 審査及び検査に係る案件について
501	7. 3. 21	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ○ 令和7年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の出願状況について ○ その他公認会計士試験に関する事項について (3) 審査及び検査について ○ 審査及び検査に係る案件について ○ 検査結果等の第三者への開示承諾申請について

公認会計士試験制度の概要

受験資格

受験資格の制限なし。年齢、学歴等にかかわらず受験可能

受験地

東京都、大阪府、北海道、宮城県、愛知県、石川県、広島県、香川県、熊本県、福岡県、沖縄県その他審査会の指定する場所

短答式試験

年2回(第Ⅰ回12月上中旬、第Ⅱ回5月下旬)実施

試験科目

■財務会計論 ■管理会計論 ■監査論 ■企業法

短答式試験合格

合格者は、翌年及び翌々年の2年間、短答式試験の免除を受けることが可能

論文式試験

年1回(8月中下旬)実施

試験科目

必須科目 ■会計学 ■監査論 ■企業法 ■租税法
選択科目 ■経営学 ■経済学 ■民法 ■統計学

(以上の4科目から1科目選択)

※論文式試験で不合格になった場合でも、公認会計士・監査審査会が相当と認める成績を得た科目については、翌年及び翌々年の2年間、当該科目の免除を受けることが可能

公認会計士試験合格

登録

○3年以上の実務経験(注)

業務補助 又は 実務従事 ※試験合格の前に行うことも可

○実務補習

公認会計士となるのに必要な技能を取得(講習を受け、必要な単位を取得)
※日本公認会計士協会による修了審査を含む

(注)実務経験

①業務補助 監査証明業務について公認会計士又は監査法人を補助

②実務従事 財務に関する監査、分析、その他の実務に従事

(実務従事に該当する業務の例:企業における経理、予算管理、原価計算、企業財務分析や財務コンサルタントなど。単純な経理事務等は除く。)

公 認 会 計 士

令和6年公認会計士試験の合格発表の概要について

1. 試験結果の概要

(1) 願書提出者数(名寄せ)※

21,573人 男性 15,752 人 女性 5,821 人 女性比率 27.0%

※ 第Ⅰ回短答式試験、第Ⅱ回短答式試験のいずれにも願書を提出した受験者を名寄せして集計したもの。

(2) 論文式試験受験者数

4,354 人

(3) 論文式試験合格者数(最終合格者数)

1,603 人(対前年比 59人増) 男性 1,244 人 女性 359 人 女性比率 22.4%
最終合格率 7.4%

(4) 参考資料

令和6年公認会計士試験論文式試験の得点階層分布表(総合得点比率)(別紙)

【令和6年公認会計士試験結果】

区 分	令和6年試験	令和5年試験
願書提出者数(a)	21,573 人	20,317 人
短答式試験受験者数	19,564 人	18,228 人
短答式試験合格者数(b)	2,345 人	2,103 人
短答式試験免除者数(c)	2,009 人	2,089 人
論文式試験受験者数(b+c)	4,354 人	4,192 人
論文式試験合格者数 (最終合格者数)(d)	1,603 人	1,544 人
最終合格率(d/a)	7.4%	7.6%

2. 論文式試験合格者の概要

(1) 合格者

- 51.9%以上の得点比率を取得した者
- ただし、試験科目のうち1科目につき得点比率が 40%未満のものがある場合は不合格

(2) 合格者の年齢※

- 合格者の平均年齢は 24.6 歳
- 最高年齢は 54 歳、最低年齢は 17 歳

(3) 合格者の職業※

- 「学生」及び「専修学校・各種学校受講生」が 962人(構成比 60.0%)
- 「会社員」は 109 人(構成比 6.8%)

※ 出願時の申告に基づく。

3. 一部科目免除資格取得者の概要

論文式試験の一部の試験科目について、合格発表の日から起算して2年を経過する論文式試験まで免除を受けることができる一部科目免除資格取得者は 605 人(属人ベース)

(注)科目別の免除資格取得者の延べ人数ベースでは 719 人

令和6年公認会計士試験

合格者調

1. 年別合格者調

年 別	出 願 者 (A)	論 文 式 受 験 者 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率	
				(C)／(A)	(C)／(B)
	人	人	人	%	%
平成 18年	20,796	9,617	3,108	14.9	32.3
平成 19年	20,926	9,026	4,041	19.3	44.8
平成 20年	21,168	8,463	3,625	17.1	42.8
平成 21年	21,255	6,173	2,229	10.5	36.1
平成 22年	25,648	5,512	2,041	8.0	37.0
平成 23年	23,151	4,632	1,511	6.5	32.6
平成 24年	17,894	3,542	1,347	7.5	38.0
平成 25年	13,224	3,277	1,178	8.9	35.9
平成 26年	10,870	2,994	1,102	10.1	36.8
平成 27年	10,180	3,086	1,051	10.3	34.1
平成 28年	10,256	3,138	1,108	10.8	35.3
平成 29年	11,032	3,306	1,231	11.2	37.2
平成 30年	11,742	3,678	1,305	11.1	35.5
令和 元年	12,532	3,792	1,337	10.7	35.3
令和 2年	13,231	3,719	1,335	10.1	35.9
令和 3年	14,192	3,992	1,360	9.6	34.1
令和 4年	18,789	4,067	1,456	7.7	35.8
令和 5年	20,317	4,192	1,544	7.6	36.8
令和 6年	21,573	4,354	1,603	7.4	36.8
合計	318,776	90,560	33,512	10.5	37.0

(注1) 令和 6年合格者中
最高年齢54歳、最低年齢17歳、女性359人

(注2) 出願者数は、第Ⅰ回短答式試験、第Ⅱ回短答式試験のいずれにも出願した受験者を
名寄せして集計したもの

2. 年齢別合格者調

区 分	出 願 者 (A)	論 文 式 受 験 者 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率		合 格 者 比 構 成 比
				(C)／(A)	(C)／(B)	
	人	人	人	%	%	%
20歳未満	442	41	18	4.1	43.9	1.1%
20歳以上25歳未満	10,029	2,082	986	9.8	47.4	61.5%
25歳以上30歳未満	5,341	1,156	418	7.8	36.2	26.1%
30歳以上35歳未満	2,425	468	123	5.1	26.3	7.7%
35歳以上40歳未満	1,292	250	42	3.3	16.8	2.6%
40歳以上45歳未満	834	151	10	1.2	6.6	0.6%
45歳以上50歳未満	496	72	2	0.4	2.8	0.1%
50歳以上55歳未満	297	64	4	1.3	6.3	0.2%
55歳以上60歳未満	192	34	0	0.0	0.0	0.0%
60歳以上65歳未満	113	20	0	0.0	0.0	0.0%
65歳以上	112	16	0	0.0	0.0	0.0%
合 計	21,573	4,354	1,603	7.4	36.8	100.0

(注) 令和 6年11月15日時点の年齢であり、出願時の申告に基づくもの。

3. 学歴別合格者調

区 分	出 願 者 (A)	論 文 式 者 受 験 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率		合 格 者 比 構 成 比
				(C)／(A)	(C)／(B)	
	人	人	人	%	%	%
大 学 院 修 了	1,071	308	60	5.6	19.5	3.7%
会 計 専 門 職 大 学 院 修 了	745	347	28	3.8	8.1	1.7%
大 学 院 在 学	176	36	14	8.0	38.9	0.9%
会 計 専 門 職 大 学 院 在 学	207	44	21	10.1	47.7	1.3%
大 学 卒 業 (短大含む)	9,657	2,006	747	7.7	37.2	46.6%
大 学 在 学 (短大含む)	6,901	1,236	605	8.8	48.9	37.7%
高 校 卒 業	2,255	290	102	4.5	35.2	6.4%
そ の 他	561	87	26	4.6	29.9	1.6%
合 計	21,573	4,354	1,603	7.4	36.8	100.0

(注1) 出願時の申告に基づくもの。また、第Ⅰ回、第Ⅱ回のいずれにも出願した受験者については、第Ⅱ回における出願時の申告に基づく区分による。

(注2) 大学院の「修了」、大学及び高校の「卒業」には、見込者を含む。

4. 職業別合格者調

区 分	出 願 者 (A)	論 文 式 者 受 験 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率		合 格 者 比 構 成
				(C)／(A)	(C)／(B)	
	人	人	人	%	%	%
会 計 士 補	46	35	1	2.2	2.9	0.1%
会 計 事 務 所 員	848	218	74	8.7	33.9	4.6%
税 理 士	44	12	1	2.3	8.3	0.1%
会 社 員	3,485	473	109	3.1	23.0	6.8%
公 務 員	717	109	22	3.1	20.2	1.4%
教 員	36	11	0	0.0	0.0	0.0%
教育・学習支援者	69	12	2	2.9	16.7	0.1%
学 生	9,307	1,824	861	9.3	47.2	53.7%
専 修 学 校 ・ 各 種 学 校 受 講 生	1,501	343	101	6.7	29.4	6.3%
無 職	4,156	1,039	394	9.5	37.9	24.6%
そ の 他	1,364	278	38	2.8	13.7	2.4%
合 計	21,573	4,354	1,603	7.4	36.8	100.0

(注1) 出願時の申告に基づくもの。また、第Ⅰ回、第Ⅱ回のいずれにも出願した受験者については、第Ⅱ回における出願時の申告に基づく区分による。

5. 財務局別合格者調

区 分	出 願 者 (A)	論 文 式 受 験 者 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率		合 格 者 比 構 成
				(C)／(A)	(C)／(B)	
	人	人	人	%	%	%
北 海 道	511	117	41	8.0	35.0	2.6%
東 北	743	216	84	11.3	38.9	5.2%
関 東	12,033	2,373	858	7.1	36.2	53.5%
北 陸	322	61	24	7.5	39.3	1.5%
東 海	1,497	317	117	7.8	36.9	7.3%
近 畿	4,438	928	359	8.1	38.7	22.4%
中 国	388	63	19	4.9	30.2	1.2%
四 国	315	55	23	7.3	41.8	1.4%
九 州	264	34	8	3.0	23.5	0.5%
福 岡	946	170	62	6.6	36.5	3.9%
沖 縄	116	20	8	6.9	40.0	0.5%
合 計	21,573	4,354	1,603	7.4	36.8	100.0

試験結果の概要

（令和6年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験）

（１） 願書提出者数

15,681人

うち、欠席者3,581人※

※ 受験科目全てを欠席した者を指す。

（２） 答案提出者数

12,100人

（３） 合格者数

1,304人

- ・ 総点数の75%以上を取得した者
- ・ ただし、試験科目のうち1科目につき、その満点の40%未満の得点があり、
且つ、答案提出者の下位から遡って33%の人数に当たる者と同じの得点
に満たない者は不合格

（４） 総合平均得点比率・科目別平均得点比率

		平均得点比率
総合		50.5%
科目別	財務会計論	46.7%
	管理会計論	43.1%
	監査論	59.1%
	企業法	53.0%

試験結果の概要

(令和6年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験)

(1) 願書提出者数

16,678 人

(2) 答案提出者数

11,003 人 (注)

(注) 願書提出者数と答案提出者数の差の内訳

- ・欠席者数 3,666人 (受験予定科目の全てを欠席した者)
- ・短答式試験免除者数 2,009 人
 - うち 令和4年又は令和5年短答式試験合格者 1,736 人
 - うち 旧第2次試験合格者 42 人
 - うち 上記以外の者 231人

(3) 合格者数

1,041 人

- ・総点数の78%以上を取得した者
- ・ただし、試験科目のうち1科目につき、その満点の40%未満の得点があり、且つ、答案提出者の下位から遡って33%の人数に当たる者との得点に満たない者は不合格

(4) 総合平均得点比率・科目別平均得点比率

		平均得点比率
総合		51.3%
科目別	財務会計論	48.1%
	管理会計論	49.1%
	監査論	57.4%
	企業法	51.5%

試験結果の概要

（令和7年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験）

- (1) 出願者数
15,990人
うち、欠席者3,654人※
※ 受験科目全てを欠席した者を指す。
- (2) 答案提出者数
12,336人
- (3) 合格者数
1,383人
- ・ 総点数の72%以上を取得した者
 - ・ ただし、試験科目のうち1科目につき、その満点の40%未満の得点があり、
且つ、答案提出者の下位から遡って33%の人数に当たる者と同じの得点
に満たない者は不合格
- (4) 総合平均得点比率・科目別平均得点比率

		平均得点比率
総合		47.6%
科目別	財務会計論	45.3%
	管理会計論	41.7%
	監査論	52.0%
	企業法	51.4%

令和6年度の講演会の開催状況

開 催 日	場 所		講 師
令和 6 年 4 月 24 日	学 習 院 大 学	東京都	青木委員
5 月 10 日	秋 田 県 立 大 学	秋田県	青木委員
5 月 17 日	大 阪 公 立 大 学	大阪府	松井会長
5 月 23 日	神 奈 川 大 学	神奈川県	青木委員
6 月 3 日	慶 應 義 塾 大 学	神奈川県	松井会長
6 月 3 日	弘 前 大 学	青森県	青木委員
6 月 5 日	東 北 工 業 大 学	宮城県	青木委員
6 月 11 日 (収録)	専 修 大 学	東京都 (オンライン)	松井会長
6 月 13 日	金 沢 星 稜 大 学	石川県 (オンライン)	松井会長
6 月 20 日	青 山 学 院 大 学	東京都	松井会長
7 月 4 日	広 島 修 道 大 学	広島県	青木委員
7 月 10 日	東 京 都 立 大 学	東京都	青木委員
7 月 12 日	福 井 大 学	福井県	松井会長
7 月 12 日	福 岡 大 学	福岡県	青木委員
7 月 18 日	金 沢 大 学	石川県	松井会長
10 月 2 日	追 手 門 学 院 大 学	大阪府	青木委員
10 月 7 日	大 和 大 学	大阪府	青木委員
10 月 9 日	兵 庫 県 立 大 学	兵庫県	松井会長
11 月 7 日	立命館アジア太平洋大学	大分県	松井会長
11 月 12 日	東 北 大 学	宮城県	青木委員

11 月 14 日	北 海 道 大 学	北海道	松井会長
11 月 26 日	駒 澤 大 学	東京都	松井会長
令和 7 年 1 月 14 日	富 山 大 学	富山県	青木委員

IFIAR 本会合開催実績

	期 間	場 所	参 加 当 局
第 1 回	平成 19 年 3 月 22・23 日	東京	22 か国・地域
第 2 回	平成 19 年 9 月 24・25 日	トロント	21 か国・地域
第 3 回	平成 20 年 4 月 9～11 日	オスロ	22 か国・地域
第 4 回	平成 20 年 9 月 22～24 日	ケープタウン	21 か国・地域
第 5 回	平成 21 年 4 月 27～29 日	バーゼル	30 か国・地域
第 6 回	平成 21 年 9 月 14～16 日	シンガポール	29 か国・地域
第 7 回	平成 22 年 3 月 22～24 日	アブダビ	30 か国・地域
第 8 回	平成 22 年 9 月 27～29 日	マドリッド	37 か国・地域
第 9 回	平成 23 年 4 月 11～13 日	ベルリン	34 か国・地域
第 10 回	平成 23 年 9 月 26～28 日	バンコク	29 か国・地域
第 11 回	平成 24 年 4 月 16～18 日	釜山	32 か国・地域
第 12 回	平成 24 年 10 月 1～3 日	ロンドン	39 か国・地域
第 13 回	平成 25 年 4 月 15～17 日	ノールドワイク	42 か国・地域
第 14 回	平成 26 年 4 月 7～9 日	ワシントン DC	44 か国・地域
第 15 回	平成 27 年 4 月 21～23 日	台北	38 か国・地域
第 16 回	平成 28 年 4 月 19～21 日	ロンドン	48 か国・地域
第 17 回	平成 29 年 4 月 4～6 日	東京	47 か国・地域
第 18 回	平成 30 年 4 月 17～19 日	オタワ	47 か国・地域
第 19 回	平成 31 年 4 月 30 日 ～令和元年 5 月 2 日	ギリシャ	50 か国・地域
第 20 回	令和 2 年 4 月 20～22 日	書面開催のみ ※新型コロナウイルス感染症拡大のため。	
第 21 回	令和 3 年 4 月 19～21 日	ビデオ会議形式	54 か国・地域
第 22 回	令和 4 年 4 月 25～27 日	ビデオ会議形式	53 か国・地域
第 23 回	令和 5 年 4 月 25～27 日	ワシントン DC	44 か国・地域
第 24 回	令和 6 年 4 月 16～18 日	大阪	48 か国・地域

第24回監査監督機関国際フォーラム本会合（大阪）の開催 について

第24回監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）本会合が下記のとおり大阪で開催され、日本からは公認会計士・監査審査会の松井会長、青木委員、金融庁の園田IFIAR戦略企画室長等が参加したほか、長岡 金融庁総合政策局審議官 兼 公認会計士・監査審査会事務局長がIFIAR議長として参加し、最近の監査監督に関する論点について、各監査監督当局やステークホルダーの代表者と意見交換を実施しました。

概要につきましては、IFIAR事務局によるプレスリリース（ステークホルダー・アナウンスメント）をご参照ください。

記

1. 日程・開催形式

令和6年4月16日（火曜）～令和6年4月18日（木曜）

日本・大阪市

2. 参加者

48か国・地域の監査監督機関

議長

長岡隆 金融庁総合政策局審議官 兼 公認会計士・監査審査会事務局長

3. 主な議題

監査法人のガバナンス、サステナビリティ報告及び保証、監査法人によるテクノロジー活用の増加など、最近の監査監督に関する論点

4. プレスリリース

 [\(原文\)](#) ・  [\(仮訳\)](#)

IFIARやその活動に関する更なる情報につきましては、[IFIARウェブサイト](#)や[当庁のIFIAR特設ページ](#)をご参照下さい。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）

金融庁総合政策局IFIAR戦略企画本部IFIAR戦略企画室
公認会計士・監査審査会事務局 総務試験課
（内線2432）

プレスリリース（仮訳）

2024年4月18日
大阪

監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）が2024年本会合を大阪にて開催

4月16日から18日にかけて、金融庁/公認会計士監査審査会事務局の主催で、2024年IFIAR本会合が開催された。48の国・地域を代表するIFIARメンバーが大阪に集い、監査業界における主要な動向や新たなトレンドに関する議論を行った。

IFIAR議長及び公認会計士監査審査会事務局長の長岡隆氏は、次のように述べた。「高品質な監査への期待が一層高まる環境の中で、世界の監査監督当局からの参加者を大阪にお招きすることができ嬉しく思う。本会合は、現在、監査監督当局が直面する最も重要な動向に対応する上で、取組を継続し、高品質な監査を担保するという共通の目的を追求するための重要な機会であると共に、3日間の意欲的なアジェンダは、IFIARメンバーが監査監督の経験や知見を共有するプラットフォームを提供した。」

一連のパネルディスカッションを通じて、IFIARメンバー、オブザーバー、その他の主要なステークホルダーの代表は、監査法人のガバナンス、サステナビリティ報告及び保証、監査法人によるテクノロジー活用の増加を含む、主要トピックについて議論した。

- シンポジウムセッションは、監査法人のガバナンス、監査法人のガバナンス構造における問題点を浮き彫りにした近時の事例に端を発した主要課題に関する基調講演により開幕した。このトピックは、分科会でも取り上げられ、4人のIFIARメンバーが、それぞれの法域における経験及び近時の進展を共有した。
- 2つ目の分科会では、サステナビリティ情報の報告における保証に焦点を当てた。サステナビリティ情報の報告は、近年、多くの法域において一般的になっており、新たな期待ギャップの克服における利用者及び保証提供者にとっての課題について、外部のパネリストが議論した。
- 3つ目の分科会では、IFIARメンバーに対して、IFIARのテクノロジータスクフォースにおける知見の提供、及び監査を行う監査法人におけるテクノロジー活用の増加に対して、IFIARメンバーが行った対応について議論する機会となった。
- その他のセッションにおいては、IAASB（国際監査・保証基準審議会）議長とIESBA（国際会計士倫理基準審議会）議長が、サステナビリティ、基準設定プロセスにおけるモニタリンググループ改革の影響を含む、それぞれの基準設定活動を議論した。また、IFIARの投資家・その他利害関係者ワーキンググループの外部諮問グループのメンバーは、利害関係者の限定的保証、合理的保証の理解、及び企業報告・監査における監査委

員会の監督について議論をした。

- 過去の会合と同様、6大グローバル監査ネットワーク¹のグローバルCEOはIFIARメンバーに対して幅広いトピックについて説明するよう招待され、そこでは (i) 各ネットワークのガバナンス戦略、(ii) 公表されているIFIARの検査指摘調査報告の失望・懸念すべき結果への対応を含む監査品質についての見解、(iii) 人工知能（AI）のような新しいテクノロジーの活用に向けたネットワークの計画について議論された。

ワーキンググループ及びタスクフォース

IFIARのワーキンググループ（WG）議長・タスクフォース（TF）リードから、過去1年間の活動報告と今後一年間の計画についての共有があった。IFIARのWGとTFはメンバー主導で運営されており、IFIARがミッションを達成する上で重要な役割を果たしている。IFIARの5つのWGと3つのTFは、監査品質、検査、執行、基準設定、投資家・その他利害関係者、テクノロジーの活用、サステナビリティ保証の各分野において、実務的な成果物に焦点を当てている。

IFIAR について

監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）は、2006年に設立され、アフリカ、北米、南米、アジア、大洋州、欧州の56の国・地域の独立した監査監督当局で構成されている。そのミッションは、グローバルに監査監督を向上させることにより、投資家を含む公益に資することである。IFIARは、世界中の監査品質や規制の実務について、対話や知見の共有ができるプラットフォームを提供し、規制活動における協調を促している。IFIARの公式のオブザーバーは、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）、欧州委員会（EC）、金融安定理事会（FSB）、保険監督者国際機構（IAIS）、証券監督者国際機構（IOSCO）、公益監視委員会（PIOB）及び世界銀行である。IFIARに関する更なる情報については、IFIAR ウェブサイト（www.ifiar.org）を参照されたい。

¹ 各 GPPC ネットワークは、各国又は法域において法的に独立した法人で構成されている。GPPC ネットワークは、Global Public Policy Committee に参画しており、BDO、Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、Grant Thornton、KPMG 及び PricewaterhouseCoopers に代表される。

監査監督機関国際フォーラムによる 「2024年検査指摘事項報告書」の公表について

監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）は、メンバー国の監査監督当局を対象に、2024年（令和6年）、13回目となる検査指摘事項調査を実施しました。この度、その結果を取りまとめた「2024年検査指摘事項報告書」（原題：Survey of Inspection Findings 2024）を公表しました。

なお、公認会計士・監査審査会事務局は、本報告書の取りまとめを行う作業チームに参画しており、引き続き当該取組みに貢献してまいります。

詳細につきましては、以下をご覧ください。

 [プレスリリース（原文）](#)（PDF：146KB） ・  [（仮訳）](#)（PDF：530KB）

 [「2024年検査指摘事項報告書」（原文）](#)（PDF：674KB）

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）

総合政策局IFIAR戦略企画本部IFIAR戦略企画室
公認会計士・監査審査会事務局 総務試験課（内線2415）

プレスリリース(仮訳)

監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) が年次検査指摘事項調査の報告書を公表

2025 年 3 月 17 日

2024 年 年次検査指摘事項調査

IFIAR は、本日、6 大グローバル監査法人ネットワーク (GPPC ネットワーク)¹⁾に加盟している監査法人に対して、IFIAR メンバー当局が個別に行った検査に基づく 13 回目の年次検査指摘事項調査の結果に係る報告書を公表した。過去の年次調査と同様、IFIAR は、個別監査業務に対する検査及び法人全体の品質管理態勢に対する検査の 2 分野の取組に関する情報収集を行った。50 法域の IFIAR メンバー当局が 2024 年調査に参加した。

2024 年調査における IFIAR メンバー当局の報告によると、検査を行った個別監査業務のうち、1 つ以上の指摘があったものは、2023 年調査の 32% に対し、34% だった。これは昨年の 6% の増加に続く 2% の増加であり、これまで実現してきた緩やかな減少とは対照的に、懸念が示される傾向となっており、メンバーファームが実施した監査品質向上への取組が、十分に効果的でないことを示している。

IFIAR は強い懸念を表明し、GPPC ネットワーク及びそのメンバーファームに対して、指摘が継続的に増加している理由を把握するために、より徹底したレビュー及び根本原因分析を実施するよう改めて求める。IFIAR は監査法人による一貫して持続的な高い監査品質を促進することを目指している。したがって、一貫した、かつ持続的な高品質の監査を実施し、この後退を反転させるとともに、監査品質を向上させるため、特定された問題に対処し、全ての必要な措置を迅速に実施することが不可欠である。IFIAR は、監査法人に対して監査手続及び監査結果を向上させるための積極的な措置を講じるよう求める。

本調査について

IFIAR の年次検査指摘事項調査は、監査法人の品質管理態勢及びシステム上重要な金融機関 (SIFIs) を含む上場 PIEs の監査について、IFIAR メンバー当局の主な検査結果をまとめたものである。PIE 監査における検査指摘事項は、監査事務所が監査意見を裏付けるのに十分かつ適切な監査証拠を入手していなかったことを示す、監査手続上の不備である。しかし、必ずしも当該財務諸表に重要な虚偽表示があることを示唆するものではない。

メンバー当局の検査プログラムの集計結果の各年毎の変化が、必ずしも監査品質の継続的な変化を示すものではないため、IFIAR は、調査結果の全体的な傾向を長期的にモニターしている。さらに、本調査結果は、監査法人による監査品質改善の進捗を測定する唯一の要素ではない。IFIAR メンバー当局の検査はリスクベースの手法を取っているため、年間を通じて、必ずしも全ての監査事務所や品質管理項目、保証業務を代表するサンプルを選んでいるわけではない。

¹⁾ (公認会計士・監査審査会事務局注) Global Public Policy Committee networks : BDO、Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、Grant Thornton、KPMG 及び PricewaterhouseCoopers

監査品質を向上させる責任は監査法人にあるが、IFIAR は、メンバー当局の権限に基づく監督能力を向上させ、また、より高品質な監査の実現のため、GPPC ネットワークと定期的に対話し、働き掛けを行うといった様々な活動を通じて、グローバルに一貫した高品質な監査に向けた発展に影響を与えることに努める。

IFIARについて

監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) は、2006 年に設立され、アフリカ、北米、南米、アジア、オセアニア、ヨーロッパの 56 の国・地域の独立した監査監督当局で構成されている。その使命は、グローバルに監査品質を向上することにより、投資家を含む公益に資することである。IFIAR は、世界中の監査品質や規制実施について、対話や知見の共有ができるプラットフォームを提供し、規制活動における協調を促している。IFIAR の公式のオブザーバーは、バーゼル銀行監督委員会 (BCBS)、欧州委員会 (EC)、金融安定理事会 (FSB)、保険監督者国際機構 (IAIS)、証券監督者国際機構 (IOSCO)、公益監視委員会 (PIOB) 及び世界銀行である。IFIAR に関する更なる情報については、IFIAR ウェブサイト (www.ifiar.org) を参照されたい。

IFIAR Releases Report on 2024 Annual Survey of Audit Inspection Findings

17 March 2025

2024 Annual Survey of Inspection Findings

The International Forum of Independent Audit Regulators (IFIAR) released today a report on the results of its thirteenth annual survey of inspection findings. These findings arise from its Member regulators' individual inspections of audit firms affiliated with the six largest global audit firm networks (the Global Public Policy Committee networks, or "GPPC networks")¹. As with prior years' surveys, IFIAR collected information about two categories of activities: inspections of firm-wide systems of quality control and inspections of individual audit engagements. IFIAR Members from fifty jurisdictions contributed to the 2024 survey.

IFIAR Members reported in the 2024 survey that 34% of audit engagements inspected had at least one finding, compared to 32% in the 2023 survey. This two percentage point increase in findings from the previous year, following a six percentage point increase the year before, reveals a troubling trend in contrast to the gradual reduction achieved previously. This suggests that the initiatives implemented by member firms to address audit quality have not proven sufficiently effective.

IFIAR voices its strong concern and reiterates its call on the GPPC networks and their member firms to conduct a more thorough review and root-cause analysis to understand the reasons for this continued increase in findings. IFIAR aims to promote consistent sustainable high audit quality by the firms. As such, it is imperative that all necessary actions be promptly implemented to address the issues identified in order to reverse this decline and drive improvement in audit quality to achieve consistent and sustainable high-quality audit performance. IFIAR urges the firms to take proactive steps to enhance their audit processes and outcomes.

¹ Each of the GPPC networks is comprised of a group of legally separate firms operating locally in countries or regions around the world. The GPPC networks participate in the Global Public Policy Committee (GPPC), represented by the following entities: BDO International Limited, Deloitte Touche Tohmatsu Limited, Ernst & Young Global Limited, Grant Thornton International Limited, KPMG International Cooperative, and PricewaterhouseCoopers International Limited.

About the Survey

IFIAR's annual Inspection Findings Survey collects data on key results from IFIAR Members' inspections of audit firms' systems of quality control and audits of listed public interest entities (PIEs), including systemically important financial institutions (SIFIs). Inspection findings for PIE audits are deficiencies in audit procedures that indicate that the audit firm did not obtain sufficient appropriate audit evidence to support its opinion, but do not necessarily imply that those financial statements are also materially misstated.

IFIAR monitors general trends in survey findings over time, as individual year-over-year changes in aggregate results across our Members' inspections programs are not necessarily indicative of lasting changes in audit quality. Furthermore, the survey results are not the sole factor when considering firms' progress in improving audit quality. Members' inspection processes follow a risk-based methodology and are not necessarily intended to select a representative sample of all firms or of all their quality control elements or assurance work throughout the year.

While responsibility for improving audit quality rests with audit firms, IFIAR seeks to influence progress towards consistent, high-quality audits globally through various activities, including by advancing the regulatory oversight capabilities of its Members and by regularly engaging with and challenging the GPPC networks to achieve higher quality audits.

About IFIAR

Established in 2006, the International Forum of Independent Audit Regulators (IFIAR) comprises independent audit regulators from 56 jurisdictions representing Africa, North America, South America, Asia, Oceania, and Europe. Our mission is to serve the public interest, including investors, by enhancing audit oversight globally. IFIAR provides a platform for dialogue and information-sharing regarding audit quality matters and regulatory practices around the world; and promotes collaboration in regulatory activity. IFIAR's official observer organizations are the Basel Committee on Banking Supervision, the European Commission, the Financial Stability Board, the International Association of Insurance Supervisors, the International Organization of Securities Commissions, the Public Interest Oversight Board and the World Bank. For more information about IFIAR, visit www.ifiar.org.

IFIAR 検査ワークショップ開催実績

	期 間	場 所	参 加 当 局
第 1 回	平成 19 年 5 月 30・31 日	アムステルダム	22 か国・地域
第 2 回	平成 20 年 1 月 29・30 日	ベルリン	20 か国・地域
第 3 回	平成 21 年 2 月 11～13 日	ストックホルム	25 か国・地域
第 4 回	平成 22 年 2 月 9～12 日	パリ	31 か国・地域
第 5 回	平成 23 年 2 月 23～25 日	ワシントン DC	30 か国・地域
第 6 回	平成 24 年 3 月 5～7 日	アブダビ	32 か国・地域
第 7 回	平成 25 年 3 月 4～6 日	チューリッヒ	38 か国・地域
第 8 回	平成 26 年 3 月 10～12 日	クアラルンプール	36 か国・地域
第 9 回	平成 27 年 3 月 2～4 日	ロンドン	37 か国・地域
第 10 回	平成 28 年 2 月 22～24 日	アブダビ	34 か国・地域
第 11 回	平成 29 年 2 月 8～10 日	アテネ	41 か国・地域
第 12 回	平成 30 年 2 月 20～22 日	コロンボ	41 か国・地域
第 13 回	平成 31 年 3 月 6～8 日	パリ	47 か国・地域
第 14 回	令和 2 年 2 月 4～6 日	ワシントン DC	40 か国・地域
第 15 回	令和 3 年 3 月 23～25 日	オンライン形式	51 か国・地域
第 16 回	令和 4 年 3 月 22～24 日	オンライン形式	50 か国・地域
第 17 回	令和 5 年 3 月 7～9 日	バリ	約 40 か国・地域
第 18 回	令和 6 年 3 月 5～7 日	ダブリン	約 45 か国・地域
第 19 回	令和 7 年 3 月 5～7 日	モーリシャス	約 36 か国・地域

日本 IFIAR ネットワーク 会員

【会計監査税務】

- 日本監査研究学会
- 日本監査役協会
- 日本公認会計士協会
- 日本税理士会連合会
- 日本内部監査協会

【経済界】

- 経済同友会
- 日本経済団体連合会

【金融資本市場】

- 金融先物取引業協会
- 国際銀行協会（I B A）
- 信託協会
- 生命保険協会
- 全国銀行協会
- 第二種金融商品取引業協会
- 投資信託協会
- 日本証券アナリスト協会
- 日本証券業協会
- 日本損害保険協会
- 日本投資顧問業協会
- 日本取引所グループ
- 日本 I R 協議会

【その他】

- 日本弁護士連合会

【オブザーバー】

- 東京都

計 22 団体

（注 1）各分類内で 50 音順

（注 2）○印は、ネットワークの行事を企画する企画委員会に所属する会員。計 9 会員。

公認会計士・監査審査会の活動状況に関連する主な公表資料

- 過去の年次報告『公認会計士・監査審査会の活動状況』
<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakai/reports/index.html>
- 過去の公認会計士試験の試験結果等
<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/kouninkaikeshi-shiken/kakoshiken.html>
- 国際関係（監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）について）
<https://www.fsa.go.jp/ifiar/20161207-1.html>

（参考）

- 監査事務所に対する検査等
<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/index.html>



公認会計士・監査審査会

Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board

<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/index.html>